

東京都公報

発行
東京都

目次

- 特定計量器定期検査の実施（二件）……………
……………（生活文化局計量検定所検査課）…一
- 建築基準法による一団地の区域……………
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…四
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…五
- 都道（首都高速道路）の供用開始……………（同）…七
- 教習指導員審査の実施……………ハ
- 指定講習機関の届出事項の変更届出……………九
- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………九
- 国土調査の成果の認証（二件）……………
……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…九

告示

●東京都告示第七百二十五号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 福生市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年六月十九日から同月二十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

（一）特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

（二）（一）のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第七百二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域

立川市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市及び武蔵村山市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年六月十八日から同年八月十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

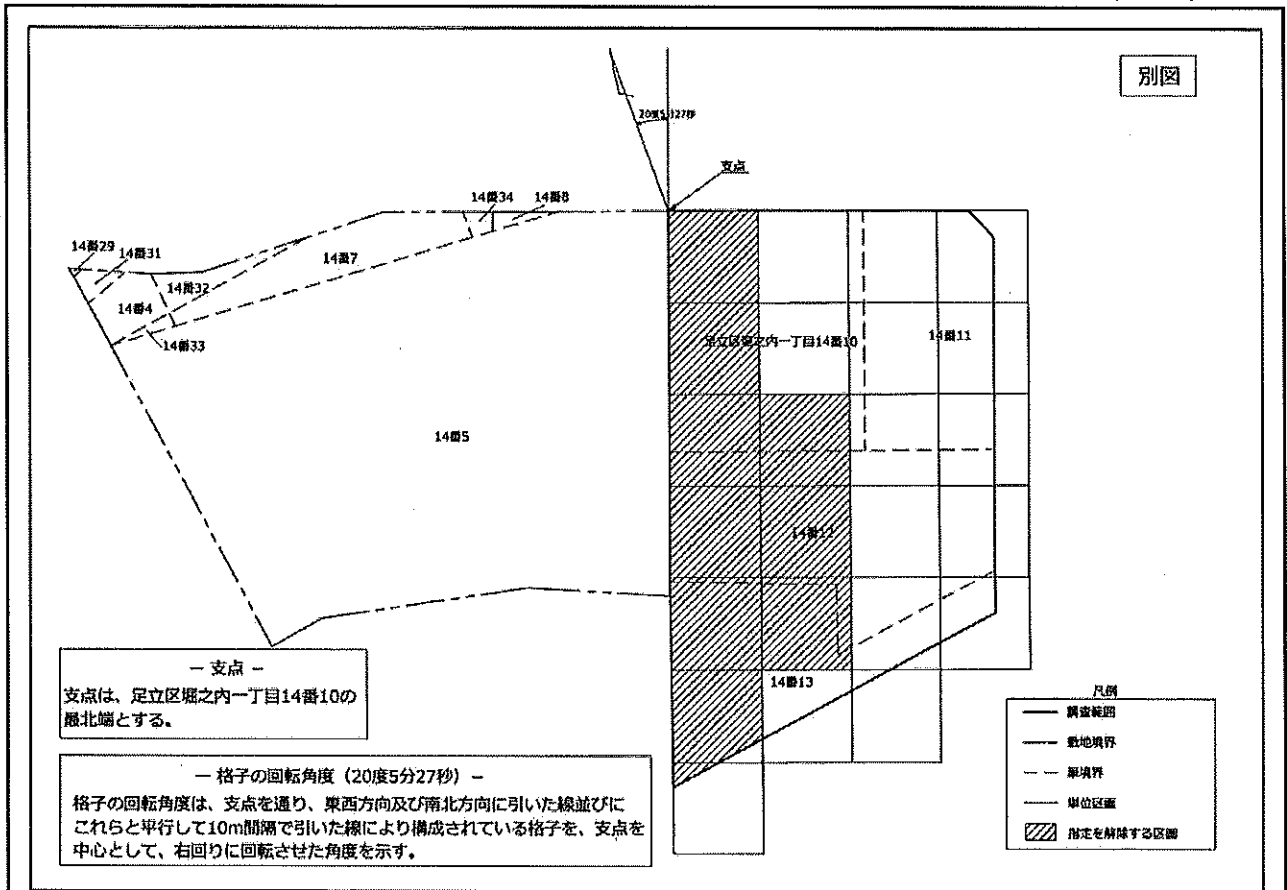
四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第七百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条



●東京都告示第七百三十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

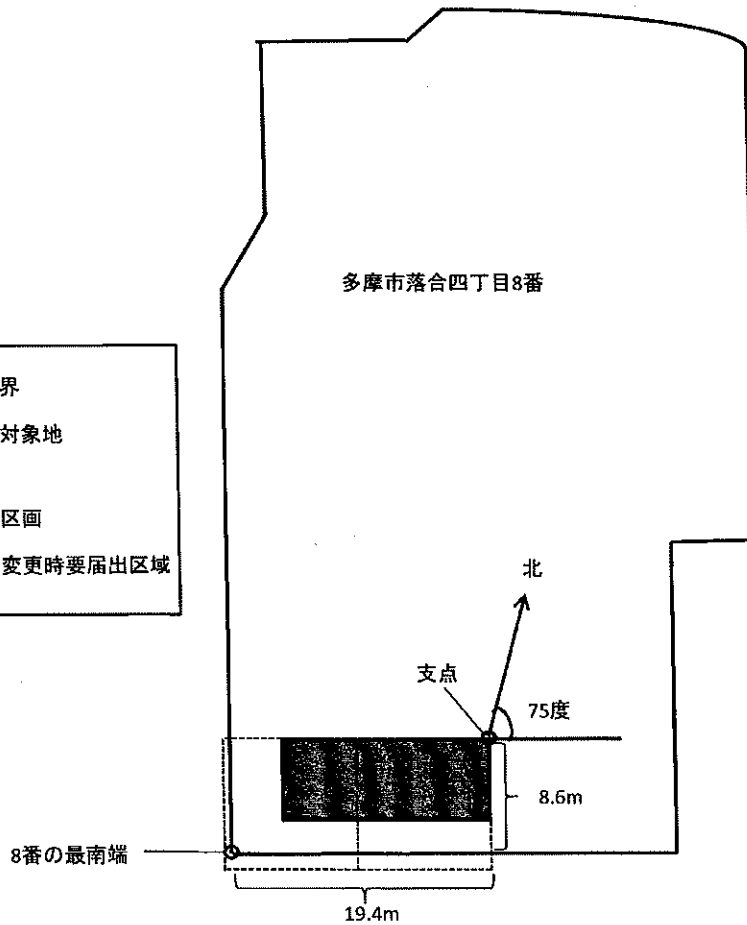
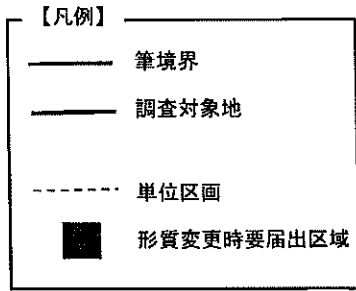
平成三十年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(多摩市落合四
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 テトラクロロエチレン

別図



【格子の回転角度(75度)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、調査対象地の最北端とする。
 (多摩市落合四丁目8番の最南端から、筆境界に沿って、東に19.4m、北に8.6mの位置とする。)

●東京都告示第七百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

東京都知事 小池百合子

一路線名 辻原町田

二 変更の区間 町田市南町田三丁目四百七番二地先から同所四百五十五番三地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり